



広島弁護士会

Hiroshima Bar Association

なやんだら 相談しんさい 頼りんさい

# 市民法律講座

- 第1回 11月 8日(木) 午後6時～午後7時30分  
借地借家法
- 第2回 11月15日(木) 午後6時～午後7時30分  
民事介入暴力とその対処法
- 第3回 11月22日(木) 午後6時～午後7時30分  
刑事手続の基礎知識～捜査・逮捕から判決まで～
- 第4回 11月29日(木) 午後6時～午後7時30分  
法定後見(後見人、保佐人、補助人)の役割
- 第5回 12月 6日(木) 午後6時～午後7時30分  
医療過誤事件

受講料：無 料

申込みについて

場 所：広島弁護士会館2階大会議室A



- ① 往復はがき、ファックス又はメールのいずれかの方法で、住所・氏名(ふりがな)・年齢をご記入の上お申込みください。  
往復はがき宛先：〒730-0012 広島市中区上八丁堀 2-73 広島弁護士会「市民法律講座」係  
メールアドレス：[kouza@hiroben.or.jp](mailto:kouza@hiroben.or.jp)  
ファックス：裏面の申込票をご利用ください。  
※申込みの際に記載された個人情報は、今後の市民法律講座等の広島弁護士会行事のご案内のために利用させていただきます。  
お問い合わせTel:082-228-0230
- ② 申込期間：参加される初回の1週間前金曜日まで  
例：第3回11月22日に最初に参加される場合は11月16日(金)まで  
定員：120名(先着順)

## 同時開催：無料法律相談会

日 時： 11月8日、11月15日、11月22日、11月29日、12月6日  
講座終了後 19:30～20:00 (但し、お一組30分まで)

要予約： 住所・氏名・連絡先・相談希望日を明記のうえファックス(裏面の申込票をご利用ください)またはメール([kouza@hiroben.or.jp](mailto:kouza@hiroben.or.jp))にて、各開催日の1週間前までに「市民法律講座」係までお申し込みください。

お申し込み多数の場合はお断りする場合がございますので、予めご了承ください。

内 容：市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。

主 催 広島弁護士会

後 援 広島県・広島市

# 広島弁護士会 市民法律講座係 宛 (FAX : 082-228-0418)

御希望する ( ) に○をしてください。

## 申 込 者 連 絡 先

お名前		フリガナ
ご住所		
ご連絡先	電 話	
	F A X	
	メール	

※連絡先等の個人情報は、今後の弁護士会からの各種イベント等のご案内のみに使用させていただきます。

## 市民法律講座参加申込票

市民法律講座に参加します ( )

参加予定講座  ( ) 全回に参加  ( ) 右に○をした回に参加	第1回 11月 8日 借地借家法
	第2回 11月15日 民事介入暴力とその対処法
	第3回 11月22日 刑事手続の基礎知識
	第4回 11月29日 法定後見の役割
	第5回 12月 6日 医療過誤事件

## 無料法律相談申込票

無料法律相談に申し込みます ( )

希望相談日 (○をして下さい)	11/8, 11/15, 11/22, 11/29, 12/6
-----------------	---------------------------------

※市民法律講座の各回のテーマに関連する内容の法律相談をお受けいたします。